

中華人民共和国
中国特許情報検索システム開発用
教育システム長期調査報告書

昭和61年2月

国際協力事業団

鉦開技
J R
86 - 19

中華人民共和国
中国特許情報検索システム開発用
教育システム長期調査報告書

JICA LIBRARY



1016676[7]

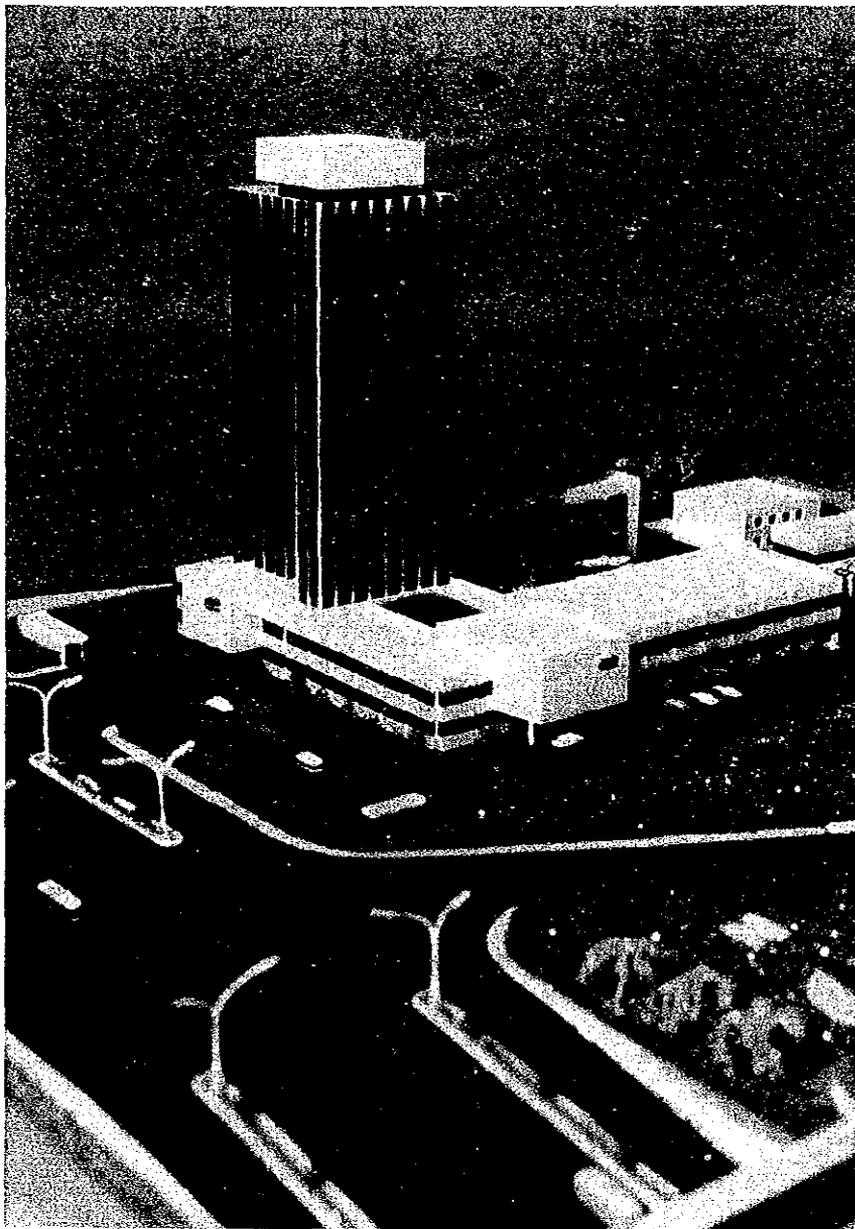
昭和61年2月

国際協力事業団

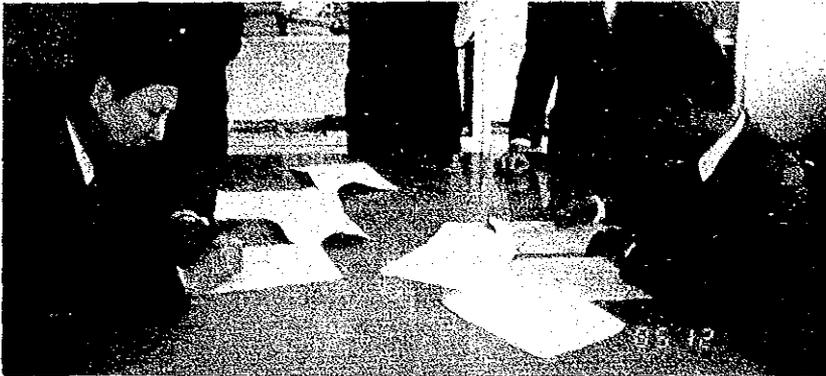
国際協力事業団	
受入 月日 61.9.04	105
	60
登録No. 15344	MIT

目 次

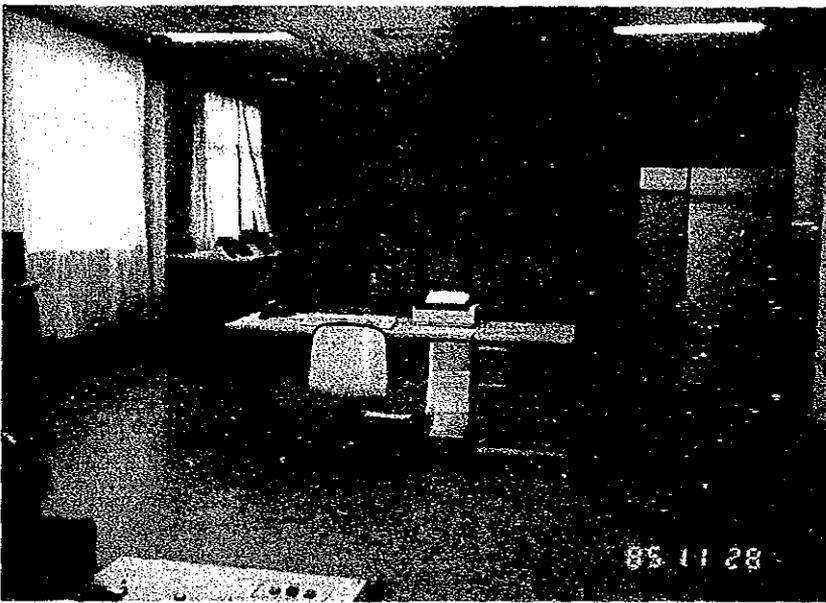
第1章 序 論	1
1-1 派遣目的	1
1-2 長期調査員の構成	2
1-3 日 程	2
第2章 現地調査概要	3
2-1 一般概要	3
2-2 専利局の概要	3
2-3 出願受付状況	5
2-4 専利局の審査業務状況	6
2-5 専利局新庁舎概要	7
2-6 西独の協力の現状	7
第3章 今回の協議概要	9
3-1 協議概要	9
3-2 協議経過	9
第4章 プロジェクト方式技術協力	12
4-1 要請の内容	12
4-2 技術協力の意義	12
4-3 技術協力の考え方	13
4-4 今後の検討課題	13
＜付 属 資 料＞	
(1) 中国特許情報検索システム開発用教育システム	15
プロジェクト技術協力に係る国際協力事業団長期調査員チーム 及び中国側代表団協議議事録	
(2) 本プロジェクトに係る中国側要請事項	18
(3) 本プロジェクトに係る日本側提案事項（別添2）	23
(4) 中国における審査業務とその分析、評価	30
(5) 中国専利法	37



中国専科局完成予想図（1988年末完成予定）



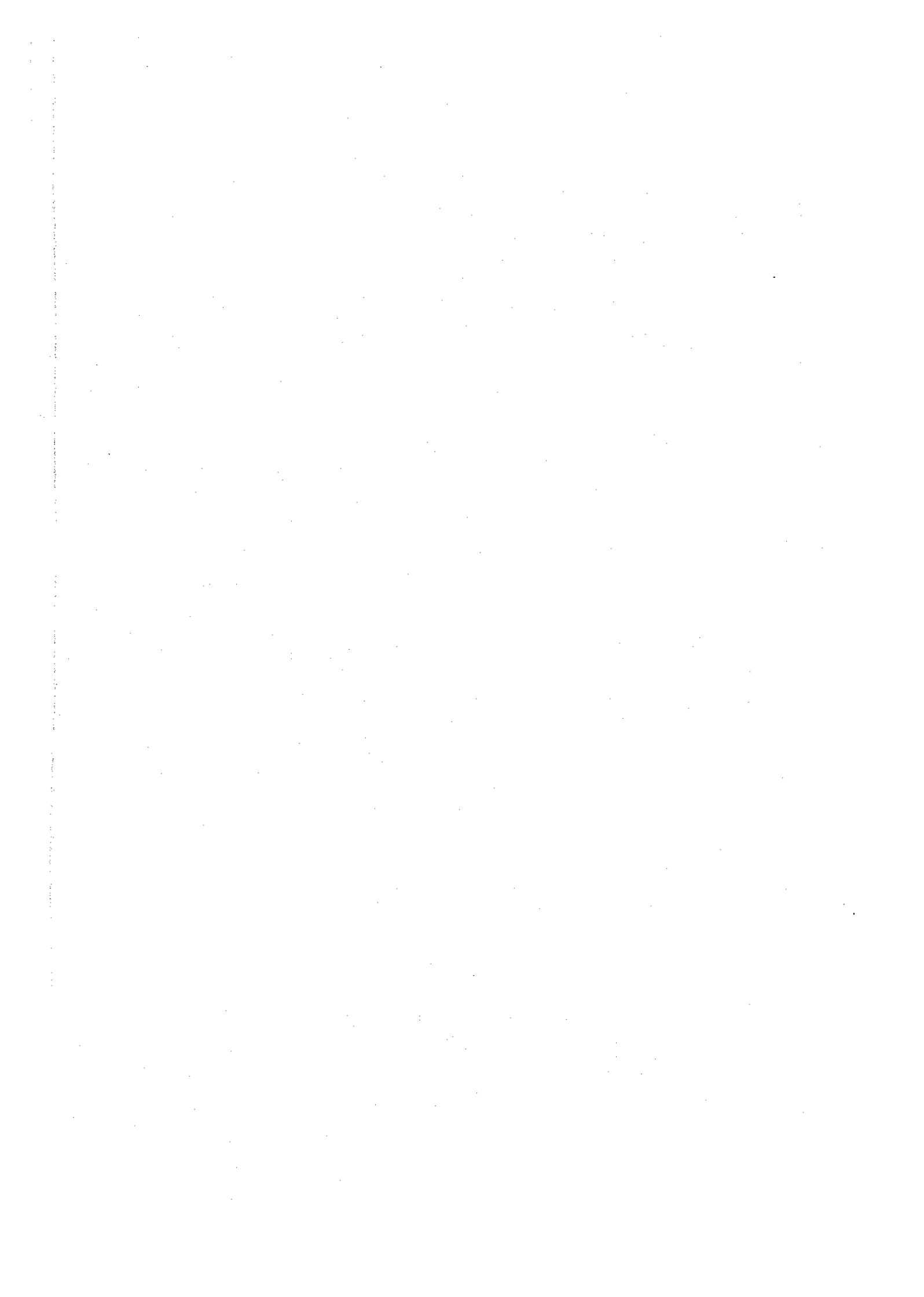
ミニッツ署名交換



現電算室



本館工事現場



第 1 章 序 論

1-1 派遣目的

(1) 要請の背景と経緯

中国は、1984年3月12日の第6期全国人民代表大会常務委員会において、科学技術の発展と近代化の促進に役立てるべく、中国専利法（特許法）を採択し、1985年4月1日から施行している。

中国専利局は、特許審査を効率的に行うべく、組織、体制の整備を進めていた。この一環として特許情報検索システムの開発を計画したが、システム開発の実績がない為、我が国に対し、システム開発計画策定についての協力要請をしてきた。

それを受けて我が国は、鉱工業の海外開発計画調査（委託費）案件としてとりあげ、1985年1月10日から1月19日まで事前調査を、同じく3月7日から3月26日まで、本格調査を実施し、報告書にとりまとめたうえ、7月22日から28日にかけて報告書（案）の説明ミッションを派遣した。

持参した報告書は、人材養成のために当面教教育用の小型コンピュータを使用しての訓練と、その後の実用の大型コンピュータの導入からなっているが、中国専利局は、この報告書を検討の結果、既要請済のプロ技協の対象分野を教育用を使用しての人材養成とする旨の意志表示を行ってきた。

これをうけてプロ技協としては、中国側の用意するカウンターパート（コアグループ）に対し小型コンピュータの使用訓練を行い、それを使用して我が国が保有するIPC検索・フリーワード検索・出願人検索・発明者検索等の、中国語によるシステム開発の為に技術移転を行い、将来中国側の導入する実用システムに向けて自立できるための協力を実施することを検討した。

(2) 調査団の派遣目的

今回の調査団は、プロ技協として初めて中国側と正式にコンタクトをとるものであり中国専利局において将来、実用システム導入に向けての人材養成を行うため、中国が要請した専門家の派遣、研修員の受入れ、機材供与に関し関係各機関と協議し、その案に基づき(i)人材養成計画について、(ii)機材導入計画について、(iii)中国側の負担分野について等、中国側と協議・検討を行うため派遣されたものである。

1-2 長期調査員の構成

団 長	山 賀 敏 雄	特許庁総務部国際協力官
副団長	神 野 真	(財)日本特許情報機構 システム部長
団 員	遠 藤 静 一	(財)日本特許情報機構 囑託
”	大 木 勝 雄	国際協力事業団 鈹工業開発技術課 課長代理

1-3 日 程

日 順	月 日	曜	項 目	調 査 内 容
1	11/25	月	移 動 打合せ	東京→北京 (J L 783) J I C A 北京事務所
2	11/26	火	表 敬 打合せ	(午前) ・在中国日本大使館表敬 ・中国專利局 (午後) ・中国專利局
3	11/27	水	打合せ	(午前) 中国專利局 (午後)
4	11/28	木	打合せ	(午前) ・中国專利局 (午後) ・国家科学技術委員会
5	11/29	金	打合せ	(午前) 中国專利局 (審査部視察) (午後) 中国專利局
6	11/30	土	打合せ	(午前) 中国專利局 (午後)
7	12/ 1	日	打合せ 移 動	(午前) J I C A 北京事務所 (午後) 北京→東京 (J L 784)

第 2 章 現地調査概要

2-1 一般概要

中国専利法は1985年4月から施行され、特許・実用新案・意匠出願の受付が開始された。本調査時点で出願件数12,000件を数え、推定では年末には14,000件に達する見通しである。

現在、中国専利局では方式審査、実体審査を積極的に行っており、9月には初めての公開公報が発行された。

中国国家の中でも専利制度は産業発展を促す重要な柱として認識されており、1986年から始まる第7次5ヶ年計画でも特許情報検索システム実現を目指している。

そして現在、電子計算機室と付帯設備室を合わせ600m²を含む35,000m²の新庁舎を建設中であり、全体完成は、1988年末を予定している。

なお、西独の協力による事務処理用システム(Sub 1)は、1985年4月に機材の搬入が行われたが、その後の稼動状況については確認できなかった。

2-2 中国専利局の概要

(1) 組織(ヒアリング)

① 専利局(1985年1月現在800人)

部 署	氏 名	事 項	
局 長	黄 坤 益		
副 局 長	沈 尧 曾	審査担当	
"	田 巨 生	建設担当	
"	安 玉 濤	人事担当	
"	戈 泊	システム、国際担当	
審 査 1 処	季 豊 英	形式審査、分類、意匠審査	100人
審 査 2 処	林 景 允	特許、実用新案の実体審査(機械)	} 200人
審 査 3 処	賀 汝 英	" (電気)	
審 査 4 処	刘 同 文	" (化学)	
審 査 5 処	姜 毅	" (物理)	
法 律 政 策 処	馬 連 元		
専 利 実 施 処	林 沢 仁		

部 署	氏 名	事 項
文献サービス中心	楊 采 良	100人 研修所 専利業務とは無関係
文献管理処	申 嘉 廉	
出版社	雪 基	
国際合作処	李 春 富	
行政処	王 重 軒	
計画組織弁公室	王 振 新	
基本建設指揮部	田 巨 生	
培 訓 中 心		
党務弁公室等		

② 上海支局（支局内組織不明）

③ 代弁機構所在地

上海、沈陽、長沙、濟南の4ヶ所に設置されており、将来は増加することが考えられている。

④ 各省の状況

(イ) 組 織

地方の特許情報関連組織は、各地方（省、市）の科学技術委員会に属している。これは従来、特許情報を紹介する業務を科学技術委員会が実施していた歴史的経緯によるものである。

地方の科学技術委員会には、専利管理局が設けられている例もある。陝西省を例にとると、省の科学技術委員会に専利管理局が設けられ、出願等の相談に乗るとともに、発明創造思想の普及を行っており、新規性調査を下部の専利サービスセンター）に行わせている。

但し、業務に関連した指令を中国専利局から直接受けることがある。

(ロ) 文献を保有する省

遼寧省、四川省、廣東省、陝西省、湖北省、北京市、上海市

(2) 現 状

① 公報類の整備状況

(イ) 専 利 局

公報類は国ごとにまとめて収蔵されており、日本の公報類を収めたものを日本館、米国のものをアメリカ館と言うように呼んでいる。

他に、ドイツ館、ソ連館、ダーウェント館、フランス館、イギリス館等があり敷地内

に分散している。

整理方法は、必ずしも統一はされておらず、多くは単に20件を単位に番号順に製本されているにすぎない。

文献サービスは文献サービスセンター（文献サービスセンター）が所管しており公衆に開架式で閲覧をさせている。

外部の人の利用は概算、日本館で15,000人/年、アメリカ館で20,000人/年である。

閲覧室は全部で135席で利用者に特に配慮されたことといえば、サーチの仕方を描いた紙が壁に貼ってある位である。

利用者は、索引紙がほとんど唯一の検索手段であって、極めて非能率的なサーチを余儀なくされているのが実情である。

専利局が保有している特許文献の種類

- 日 本 特許公開公報
- 特許公告公報
- 実用新案公報
- 特許新案集報
- 特許新案抄録

2-3 出願受付状況

中国が出願の受け付けを開始した1985年4月1日から同年10月31日までの全受付件数は11,791件である。これを特許、実用新案等の種別及び中国国内出願と外国からの出願についてみると概ね、次のような状況にある。

イ. 内外国出願件数

全出願についての内外国の比は2:1であるが、特許だけについてみると、外国からの出願をやゝ上廻る（次表-1）。

ロ. 出願種別の比率

国内出願は、特許と実用新案は、ほぼ1:1であり、意匠は2~3%程度と非常に少ない。これに対し、外国からの出願は、特許が90%、次いで意匠7~8%、実用新案は極めて少ない。

ハ. 外国からの出願の状況

上位3位までで全体の70%を占め、1位日本36%、2位米国24%、3位西独10%、で、中国においても我国の出願の比率の多いことが目立つ（次表-2）。

表1 内外国出願件数 (1985.4.1 ~ 10.31)

出願種別	中国	外国	計
特許	3,558	3,618	7,176
実用新案	4,042	76	4,118
意匠	192	305	497
計	7,792	3,999	11,791

表2 主要国出願件数 (1985.4.1 ~ 10.31)

種別 国	特許	実用新案	意匠	計
日本	1,242	45	166	1,453
米国	943	8	21	972
西独	401	3	3	407
その他	1,032	20	115	1,167
計	3,618	76	305	3,999

2-4 専利局の審査業務の状況

出願書類の形式審査、分類の付与、実体審査等を行う審査第1処~第5処は、官房系及び文献サービスセンター等から離れた、平屋建数棟から成る兵舎跡に入っている。

調査団は、打合せの合い間を利用して、審査部を訪問し、審査第1部長から説明を聞くと共に主要部署を見学した。

出願は、特許、実用新案、意匠を合せて年内に14,000件に達する見込みであり、1日40~50件のペースである。

出願書類はまず、形式審査に付され、要式不備なものには、補充をすべき旨の指令が出される。要式が完備したものは、分類審査に付される。分類審査官は、出願書類の記載内容について、公序良俗違反のチェックを行うと共に、技術内容に適合した国際特許分類の付与を行う。

分類が付与された出願書類は、分類に対応して定められている審査官ごとにとまとめて、保管センターで保管される。

出願の受付は1985年4月1日から開始されたが、最初の公報発行は9月10日に行われた。公報が発行されたのは、特許、実用新案、意匠合計で150件であり、公報発行日から3

ヶ月の異議申立期間内に異議申立がなされなければ中国で最初の特許が誕生することになる。

なお、公報発行はその後10月10日、11月10日に行われている。

2-5 専利局新庁舎

(新庁舎の建設)

専利局は、地上25階、地下3階のメインビル、地上3階、地下1階の公報印刷所ビル、地上6階の宿泊所ビルから成る総面積35,000㎡の新庁舎建設に着手している。当初計画では、87年末完成の予定であり、関係者によれば、本建設は中国政府において重点的建物とされているので、当初計画より完成が早められることもあると云われていたが、今回の調査で、逆に1年延期されて88年末に計画修正されていることが判明した。

工事の進捗状況は、メインビルの地下部分及び公報印刷所ビルの地下部分の工事中であり、地上部分には、全く着手されていない(写真参照)。

但し、上記3棟組のうちの宿泊所ビル(地上6階3,200㎡)は、85年3月末から使用可能となっており、1階500㎡中200㎡を西独の協力による事務処理システム(略称Sub 1)用コンピュータ室とし、その他、新庁舎完成までの間、専利局の官房系部署の執務室として使用している。

この他には、審査業務を取扱う審査第1処(部)～審査第5処は兵舎跡に、文献サービスセンター等は人民公社跡に、それぞれ別れて入っており、局舎の統合が心待ちにされている。

(供与機材の設置場所)

プロジェクト方式技術協力を実施した場合の教育用コンピュータ・システムの設置場所については、建設中の新庁舎の中でコンピュータ室に予定している低層部分は1987年末に使用可能となる予定であるとしながらも、建設計画が確定する時期については、回答を避け、もし、機材導入時期に上記予定箇所が間に合わない場合は、独身者宿舎用の前記小ビルを利用するかまたは、別途建築をして導入を行う考えを明らかにした。

2-6 西独の協力の現状

(概要)

1983年に西独連邦経済協力省が中心となって、西独と中国との間で政府間ベースの次のような内容の協力協定が締結された。

- (イ) 協力実施期間 84年～88年(5ケ年)
- (ロ) ハード面の協力

専利局事務処理システム(ソフト及びコンピュータを含む)の提供

専利局内の電話ネットワークの提供

複写機の提供

イ) 研修面の協力

専利局への専門家の派遣と、専利局からの研修生の受け入れ

(事務処理システム)

専利局の業務は、出願の受付、公報の作成、登録までの事務処理と、技術調査を中心とする実体審査に大別できるが、このうち西独の協力は専ら事務処理分野に限られている。専利局では便宜的に事務処理のための電算機システムをSub. 1 と称し、これに対し、今後建設を検討している特許情報検索のための電算機システムをSub. 2 と呼んでいる。

Sub 1 のために1984年7月から西独の専門家が派遣されており、85年4月に機材が搬入されているが、その後の稼動状況については、今回の調査では確認をすることができなかった。また、詳細については秘密事項として回答を得られなかった。

(本調査時点に設置されていた機器)

中央処理装置	7,500型	4MB	シーメンス製
磁気ディスク駆動装置	3台	3GB	"
" 制御装置	1台		"
磁気テープ装置	4台		"
" 制御装置	1台		"
ラインプリンタ	1台		"
電源装置	380v→220v		"
端末装置	17台		"
空調機	2台	GAT-100D	三菱製

第3章 今回協議概要

3-1 協議概要

中国側要請に対する我が方の提案に対し、次の2点に協議が集中した。

(i) 中国側研修員の日本への受入れ

項目	日本側提案	中国側主張
研修員 人数・期間	(最大5-6人/年×8ヶ月) ×3年間	5人/年×12ヶ月×4年=240人月 240人月の中で研修員の交代を行う
育成分野	特許情報コンピュータ技術者	特許情報コンピュータ技術者・特許情報関係技術者

(ii) 中国への日本人専門家派遣

項目	日本側提案	中国側主張
長期専門家	3名程度3年間	1名/年 3年間
短期専門家	(適宜派遣) ・特許情報コンピュータ専門家 ・特許情報関係専門家 ・ハード/ソフト設置専門家	(ハード/ソフト導入据付時) ・ハード/ソフト設置専門家

理由

- 一般的なコンピュータ技術と区別するため→特許情報コンピュータ技術
- 特許情報とコンピュータ技術とを区別するため→特許情報関係技術

3-2 協議経過

(i) 中国側研修員の日本への受入れ

(a) 日本側提案主旨

- ① JICAプロジェクト方式技術協力の研修員受入れは、トレーナーズトレーニングを原則とし、受入れ人数は人頭/年の考え方である。
- ② 5～6名/年は、JICAの一般的協力の経験から実現可能性のある最大の数である。
- ③ コンピュータ技術者は、日本国内において研修をしなければその効果があがらないが、特許情報分野は専門家を派遣し、中国内において研修することができる。JICAの研修員受入れ枠を効率的に活用するためにコンピュータ技術者育成に重点を置いた。

(b) 中国側主張概要

- ① 日本側派遣の専門家による中国内での研修を受ける前に、日本国内において実務を通して研修を受けることが効果をあげるためには、必須である。
- ② ①より、コンピュータ分野だけでなく、特許情報システム分野についても研修員受入れが必要である。
- ③ 日本側提案の研修員の受入れ人数は不足している。その打開策として『5人×4年×12ヶ月/年=240人月の枠を考え、枠内における人数、期間は、中国側が配分する。(Man・Month方式) 但し、20人を越える航空運賃は中国負担とする。』を提案する。

(c) 国家科学技術委員会との関係

Man・Monthの考え方はJICA方式になじまないものであり、我方は繰り返し提案主旨の説明をおこなったが、中国側の理解を得ることが困難であった。

そこで中国専利局に対し、研修員の枠に関しては中国側は国家科学技術委員会が決定権を持っているので、従って科技委と調整した後に我方への提示を行なうべきだと強調し、同時に科技委を訪問し、専利局との協議を要請した。

科技委は団に対し、専利局を説得する旨約束し、且つ団に対しても可能な限り研修員の受入れを実施するよう要請した。

翌日、科技委と専利局のコンタクトがあった後専利局と我方と再び協議したが、Man・Monthの考え方に変更はなかった。

(ii) 専門家派遣

① 長期専門家

日本側はチーフ・アドバイザー、システム計画、システム開発等3名程度提案したが、中国側は1名の派遣を提案した。

これは主に経済的な理由からの主張であり、説明によるとプロジェクト規模からみて、例えば住宅確保に関しては1日約2万円程度中国側負担となり、極端に加重とのことであった。

② 短期専門家

日本側は、特許情報検索システムのOJTを行うために、長期専門家に加え、各段階に応じた種々の短期専門家が必要と主張した。

これに対し、ハード・ソフトの据付、調整として4名・2ヶ月の要請がだされた。

したがって、本件は上記を除き短期専門家の要請は出ていないが、我方の考え方からして、異例な要請でもあり、科学技術委員会と相談し、中国国内での調整を行う様強く要望した。

(iii) 機材供与

我が方提案に対し、是認し、本件は解決済みであったが、最終日、討議終了間際にハード面で約8,000万円相当の新規追加要請が行なわれた。これに対し、7月要請時に入っていないため、検討の余地なしと回答したが、計画の変更があった旨の回答があった。

何故早期に文書にして日本側へ連絡しなかったのかの問いに対し、明確な回答がなかった。

我が方に対し、持ち帰り検討する様要望があったが、検討するにはしかるべき説明があって始めて検討するに価するが、本件は検討するに価する説明がなされていない旨回答した。中国側は議事録記入を強く要望したので「拡充を希望した」旨記入した。

(iv) 日本側派遣専門家の住宅

プロジェクト方式技術協力を実施する上で本調査団が最も懸念した日本人専門家の住宅確保については、中国側から台所付き住宅等の確保努力をする旨発言があった。しかし、具体的には長期専門家の場合、友誼賓館が提示されるにとどまり、それが取得できる見通しについては、回答がなかった。

またJICAの予算の範囲を超過する費用については、中国側で負担する旨回答があった。

(v) その他の日本側提案については、おおむね中国側に了解された。

以上の協議を経て付属資料(1)の協議議事録が取り交わされた。

第4章 プロジェクト方式技術協力

4-1 要請の内容

中国側から提示された要請内容は、

- ・ 日本からの機材の供与
- ・ 中国側研修生の日本への派遣
- ・ 日本側専門家の中国への受入れ

から成り立っている。(詳細は付属資料(2))

(1) 機材の供与

教育システム ハードウェア/ソフトウェア一式

(2) 研修生の日本への派遣

	合 計	1986	1987	1988	1989	1990
コンピュータ要員	29名	10	9	4	3	3
特許情報要員	28名	9	9	6	2	2

(3) 日本側専門家の受入れ

- 短期専門家(4名×2ヶ月)
ハードウェア/ソフトウェア 据付け調整
- 長期専門家(1名×3年)
特許情報コンピュータ技術

4-2 協力の意義

中国専利局での特許検索システムを開発することは、以下に述べる意義がある。

(1) 中国側にとっての意義

- (イ) 中国へ特許出願をする外国人の権利を保護することにより、諸外国なかんずく自由主義諸国からの先進技術の導入を促進し、もって中国国内産業の発達に寄附することを主眼として制定され、1985年4月1日に施行された専利法(中国特許法)の円滑な運用を図ることができる。
- (ロ) 中国国内の研究者、技術者等の研究開発関係者及び特許情報管理関係者が、精度の高い特許情報検索を簡便に行うことができるようになるまで、多量の特許情報の中で無用の混乱を生じることなく研究、技術開発が促進され、中国国内の産業の発達を促すことができる。
- (ハ) 中国専利局の審査官が迅速で精度の高い特許情報検索を行うことができるようになるの

で、特許出願があったものについて早期に適正な特許権を付与することができ、出願の滞貨を未然に防止することができる。

(二) これまで中国が世界各国から収集した貴重な特許情報を最も効率的な方法で有効に活用することができ、特許情報の収集に当たって援助協力をしてきた関係各国及び世界知的所有権機関(WIPO)等の国連専門機関の好意と協力を報いることができる。

(2) 日本側にとっての意義

(イ) 中国政府が重視している工業所有権の分野における対中国協力を通じて、日本と中国との関係の一層の緊密化を図ることができる。

(ロ) 中国専利局において迅速で精度の高い情報検索が行われるようになることにより、中国へ特許出願した日本の出願人が早期に安定した特許権を得ることができ、民間ベースによる技術交流・技術協力がより一層促進されることが期待できる。

(ハ) 日本語と中国語との間の言語上の類似性に基づき、日本の漢字データベースによる特許情報検索システムの開発の経験を有効に利用して、対中国協力を行うことができる。

(ニ) これまで日本から中国専利局へ提供してきた日本の特許文献が有効に活用されることになり、これまでの対中国協力を実のあるものとするすることができる。

以上のことから、将来中国側が実施する実用システム構築に向けて教育用システムを使用する本件協力は是非実現したいと考えられる。

4-3 協力の考え方

中国側のプロジェクト方式技術協力の要請に対し、本調査団は、次の対応案を各省会議の了解の下、用意した(詳細は付属資料(2))

すなわち、機械供与に関しては、CPU(2MB)を中心に教育用として必要最少限の機材を供与することとし、研修に関しては、コンピューター一般教育を行うためマネージャー要員、システムアナリスト要員、システムエンジニア要員、プログラマ要員を対象に各年5~6名日本において研修を行う。但しこれらの技術、知識を活用して次のステップである情報検索のための技術については現地に於て実習させるため、この分野の日本での研修は行なわない。また、専門家の派遣に関しては、コンピューターの一般教育も現地で研修効果を一層高めるため、OJTで行い、かつ、情報検索システム開発についても専門家を派遣し現地に於てOJTにて実施する案である。

4-4 今後の検討課題

今後も我が方の協力の考え方は上記のとおり基本的には変わりはないが、日本側提案に対し中国側は、専門家派遣、研修員受入、機材供与についてそれぞれ要請を再度出して来ており、

特に専門家派遣（長期専門家：1名、短期専門家：機械の据付、調整分野のみ4名）については、現要請のままでは円滑な技術移転が不可能なため、また、研修員の受入（240人月の範囲内で人数、期間は中国側がコントロールする）については、JICAの仕組に全くなじまないため引き続き中国側と調整する必要がある。さらに機械については、新たに追加要請のあった中から必要性を検討し、場合によっては、若干の追加も止むを得ないと考える。

今後は、61年度の実施協議に向けて、準備をすることとなるが、中国側との調整の進展が見込めない場合は、今一度、最終協議を目的としたチームをR/D前に派遣する必要がある。

（参考） その後の進捗状況（61,1月末現在）

本調査団は、帰国後も引き続き、中国側協議団々長あるいは、JICA八島北京事務所長を通じ、中国側とコンタクトを持っている。61年1月末の段階では、中国側は一応日本側の案に同意しつつある。現在までの中国側との進捗状況は、次の通りである。

(1) 専門家：長期3名（家族随伴は1名で、経費がJICAの規定を超える場合には、中国側が負担する。2名は中国の経済的理由から単身赴任なら受入可能）

短期専門家、各年4名（機械の据付調整は除く）。

(2) 研修員受入：総勢20人（初年度 7名、次年度 7名、3年度 6名）

(3) 機械供与：総額 1.8億円とする。

（ただし、現在の各機械の価格を極力引下げ、その分を持って必要な機械を追加したい。）

中国特許情報検索システム開発用教育システムプロジェクト
技術協力に係る国際協力事業団長期調査員チーム及び中国側
代表団協議議事録

国際協力事業団(以下「JICA」という、)は、中華人民共和国国家科学技術委員会の要請に基づき、1985年11月25日から12月1日まで特許庁総務部国際協力官山賀敏雄を団長とする、中国特許情報検索システム開発用教育システム・プロジェクト技術協力事業長期調査員チーム(以下「調査団」という、)を中国に派遣した。この調査団は、中国専利局(以下「専利局」という、)副局長 戈 泊 を団長とする中国側代表団との間で友好的かつ真摯な協議を行った。双方により協議された概要を以下に記録する。

1. 本プロジェクトの名称

日本語： 中国特許情報検索システム開発用教育システム

中国語： 開発中国専利情報検索系統用教育系统

英語： EDUCATION SYSTEM FOR CHINESE PATENT
INFORMATION RETRIEVAL SYSTEM
DEVELOPMENT

2. 本プロジェクトの目的

中国側の要請に基づき、中国側が将来情報検索システムをうちたてる準備のために、教育用システムを使用するプロジェクト方式技術協力を実施する。

3. 本プロジェクトの実施場所

北京市にある専利局内において実施する。

4. 本プロジェクトに係る中国側要請事項

(別添1)のとおり。

5. 本プロジェクトに係る日本側提案事項

(別添2)のとおり。

6. 日本側提案に対する中国側要請及び了解事項

(1) 要請事項

① 専門家派遣

A. 長期専門家 1名

分野： 中国側要請に基づく。

B. 短期専門家 4名

分野： 据付、調整(これ以外の派遣は不要)

期間： 2ヶ月

② 研修員受入

A. 研修コース： マネージャ コース

システム・アナリスト コース

システム・エンジニア コース

プログラマ コース

特許情報 コース

保守

その他

B. 研修人員、期間： 20人×12ヶ月=240人月

○ 240人月の配分は、中国側が行う。

○ 20人分の航空賃、240人月分の滞在費、教育費は日本側負担。

○ 20人分以外の航空賃は中国側が負担。

③ 機械供与

教育用システムに必要な機械をJICAの予算の範囲内での供与。

A. ハードウェア

中央処理装置(2MB)	1式
フロッピーディスク入出力装置	1台
ラインプリンタ	1台
漢字プリンタ(2,700行/分程度)	1台
磁気テープ制御装置	1台
磁気テープ装置(6,250/1,600BPI)	1台
ディスク制御装置	1台

磁気ディスク装置(1,200MB)	1台
端末制御装置	1台
端末装置	1台
漢字入力装置	1台
英数字入力装置	1台

以上に加え、中国側は機械の拡充を希望した。

B. ソフトウェア

(A) 基本ソフトウェア

オペレーティングシステム	1
COBOL	1
アセンブラ	1
PL/I	1
FORTRAN	1
ソート・マージ	1
漢字処理コティリティ	1
対話処理機能	1

(B) アプリケーションプログラム

汎用文献検索システム	1
------------	---

(2) 了解事項

日本側提案に対し、中国側は、上記の要請を行った。調査団は、本件を持帰り検討することとするが、特に専門家の数、専門家の役割及び研修員の数、制度について実現することが困難な旨表明した。更にこの問題は、対日窓口である科学技術委員会と引続き相談する様要請した。また、中国側要請以外の日本側提案事項については、中国側は、了解した。

於 北京市 1985年12月1日

国際協力事業団
長期調査員チーム
団長

中国專利局
協議団
団長

山賀敏雄

戈泊

附件 1

关于对以教育系统为基础的技术 合作项目的要求概要

一、目的

中国专利局要利用大量的专利情报为审查和公众提供高效率、高质量的服务，建立专利情报计算机检索系统的任务迫在眉睫。

通过技术合作项目，将引进教育系统。通过合作，将对专利情报检索系统的骨干人员进行培训，使其不但掌握教育系统的运行、维护和使用，而且为进一步建立实用的系统奠定基础。

二、对教育系统的要求

教育系统的引入将包含器材的引入，派遣进修生进修和情报管理的骨干人员考察学习，请日方专家讲学指导的方式进行。

1. 器材的引入

两年之内将系统硬、软件引入并安装完毕，随之运行，由在日本学习回来的骨干对大量的中方人员进行培训。

2. 人员的教育

A. 为掌握教育系统所必须的核心人员的培训

应包括如下的内容：

- a. 计算机系统的基础知识；
- b. 编制程序的基础知识和方法；
- c. 计算机操作；
- d. 计算机的运行维护和修理；
- e. 情报系统的分析、计划、设计方法。

B. 为建立和运用专利情报系统所必须的骨干人员的培训、考察应包括如下的内容：

- a. 情报的收集和整理；
- b. 情报的分类和标引；
- c. 数据的整理和输入组织；
- d. 检索策略的编制、终端操作和用户的联系及协调，对数据输入组织的反馈意见，改进意见；
- e. 系统的功能分析、组织机构的划分和设置、系统的运营管理，最优化管理的方法。

3. 专门家的引入

根据工作需要，将聘请日方专家来华进行讲课和工作指导。

4. 其他

将根据工作的进展，临时增加双方的互访人员。

三、实施的时间表

1. 设备引进（按调查报告中费用估计）

第一年度：中央处理机（2MB），磁盘控制器，磁盘机，终端控制装置，终端机，英文数字输入机，运费等；

另外，引进基本软件和应用软件。

费用，约85,000,000日元。

第二年度（1987年）：软盘输入输出装置，磁带设备，行打印机、汉字打印机、汉字输入机、运费等；

费用：约85,000,000日元。

第三年度：备件、运费；共约5,000,000日元。

第四年度（1989年）：备件、运费；共约5,000,000日元。

2. 人员的教育

A. 计算机系统人员

年度 人员类别	一年度 (1986)	二年度 (1987)	三年度 (1988)	四年度 (1989)	五年度 (1990)	类别 小计
开发经理	1				1	2
系统分析员	1	1	1			3
系统工程师	1	2	1	1	1	6
程序员	3	3	2	2	1	11
运用担当经理	1					1
保守员	3	3				6
年度小计	10	9	4	3	3	总计 29人

B. 情报系统骨干人员

年度 人员类别	一年度 (1986)	二年度 (1987)	三年度 (1988)	四年度 (1989)	五年度 (1990)	类别 小计
资料收集整理	2	2				4
分类、标引	2	2	2			6
数据整理输入 组织	2	2				4
终端检索员	2	2	2			6
系统运营干部 业务骨干	1	1	2	2	2	8
年度小计	9	9	6	2	2	总计 28人

3. 专家的引入

五年内，将欢迎日方派遣如下领域的专家：计划管理，系统开发，系统运用，系统操作，专利情报管理，分类，数据整理和输入组织，检索技术等。期限和人数将先听取日方意见，然后研究商定。

四、费用估计

类别	费用 (K¥)	备注
1、器材	180,000	
2、进修生和情报系统骨干 人员学习考察	111,147	五年之内
3、日方专家	112,000	五年之内
4、其他： a、双方人员往返机票 b、汉字系统打印机 (目前不知价格) c、不可预见费	90,000	
总计	493,147	

中 国 专 利 局

一九八五年七月二十七日

付属資料(3)

(別添2)

1. 協力期間

R/D署名日より4年間とする。

2. 日本側負担事項

(1) 協力内容：中国側要請に基づき、教育用システムを使用してのプロジェクト方式技術協力を実施する。

(2) 専門家派遣：(a) 長期専門家

チーフ・アドバイザー、システム計画、システム開発等3名程度とする。

(b) 短期専門家

必要に応じて2～3名/年程度とする。

(c) 派遣に係る費用(航空費用、滞在費、住居借上げ費用等)

(3) 研修員受入：(a) 研修コース

(i) マネージャコース

(ii) システム・アナリストコース

(iii) システム・エンジニアコース

(iv) プログラマコース

(b) 人数、期間

協力期間内において5～6名/年程度(合計18名)を日本国内において研修する。

(c) 研修に係る費用(往復航空費用、滞在費等。但し、JICA規定による。)

(4) 機材供与：教育用システムに必要な機材を予算の範囲内で供与する。

(a) ハードウェア

項番	機器名	数量
1	中央処理装置	1式
2	フロッピーディスク入出力装置	1台
3	ラインプリンタ	1台
4	漢字プリンタ	1台
5	磁気テープ制御装置	1台
6	磁気テープ装置	1台
7	ディスク制御装置	1台
8	磁気ディスク装置	1台
9	端末制御装置	1台
10	端末装置	1台
11	漢字入力装置	1台
12	英数字入力装置	1台

- (b) ソフトウェア
 - (i) 基本ソフトウェア 一式
 - (ii) アプリケーションプログラム 一式
- (c) 中国の港までの輸送費

3. 中国側負担事項

- (1) 本件プロジェクトの実施施設の確保・提供
- (2) 機材関係：
 - (a) 付帯設備（別紙Ⅰ参照）
 - (b) 付属施設（別紙Ⅱ参照）
 - (c) ランニングコスト
 - (i) 光熱水道料
 - (ii) 消耗品費用
 - (iii) 非常時引当金
 - (iv) 保守部品費用
 - (v) その他
 - (d) メンテナンス
 - (e) 輸送費等（中国の港から専利局までの運賃、通関料、倉庫料等）
- (3) カウンタパート関係：
 - (a) 技術移転に必要な人員の確保
 - (i) マネージャ コース（2名）
 - (ii) システム・アナリスト コース（3名）
 - (iii) システム・エンジニア コース（7名）
 - (iv) プログラマ コース（6名）
 - (b) 資格
大学卒業者で専利局内での経験を有し、且つ、将来専利局内での講師となる為、配置替え、退職の恐れのない人
 - (c) 費用
カウンタパートに必要な経費（人件費等）
- (4) 日本人専門家受入待遇関係：
 - (a) 宿舍の確保（費用はJICA規定により日本側が負担するが、規定を超える場合は中国側負担とする。また、長期専門家には、家族向き住居を確保すること。）
 - (b) 執務室（机、椅子等の備品を含む）の提供

- (c) 出張に伴う中国内交通費
- (d) 専門家に対する特権・免除・医療便宜
- (e) 専門家グループの位置付け

専利局組織における専門家グループの位置付けを明確にする。

4. その他

(1) 当該プロジェクトを効果的かつ成功裡に実施する為、合同委員会を設置する。

(a) 機能

合同委員会は少なくとも年1回および必要が生じた時に開催し、次の機能を持つものとする。

- (i) 合意議事録の枠内で策定実施計画に沿って、当該プロジェクトの年次計画を策定する。
- (ii) 技術協力計画全体の進捗および上記の年次計画の達成に関する検討を行なう。
- (iii) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき検討し、意見交換を行なう。

(b) 構成

(i) 中国側

(ii) 日本側

- ① 日本人専門家
- ② その他必要に応じてJICAより当該プロジェクトの為に派遣される関係者
- ③ 在北京JICA事務所々長

(注) 在北京日本大使館員は、合同委員会にオブザーバーとして出席できる。

(2) 本件協力の具体的内容(マスタープランを含む)は、1986年度派遣予定の実施協議チームが中国側関係機関と協議・合意の上、Record of Discussion(R/D:合意議事録)に取り纏める。

別紙 I 付帯設備条件

下記の設備について、機材搬入までに設備工事を完了していること。

1. 電源設備

下記条件を満足する電源設備（分電盤、電源装置、変圧器等）を用意すること。

- (1) 電 圧：200V±10%および100V±10%
瞬断変動に対しては0.5秒以内に定常電圧に復帰すること。
 - (2) 相数および線数：200V；三相3線式（非接地）又は单相2線式（非接地）
100V；单相2線式（非接地）
 - (3) 周 波 数：50Hz±1%又は50Hz±1%
 - (4) 電 力 量：25KVA
 - (5) 不 平 衡 電 圧：コンピュータ・システムが、非動作時の状態において任意の相間で5%以内
 - (6) 波 形 歪 率：コンピュータ・システムが非動作時の状態において5%以内
- （注）詳細はメーカーと相談のこと。

2. 空調設備

教育システム全体の推定発熱量（約15,000Kcal/hr）に対して、下記条件を満足する空調設備を用意すること。

(1) コンピュータ機器の温湿度条件

項目	動作時	非動作時	設計基準値
温度	10～38℃	-10～43℃	24℃
湿度	20～80%	8～90%	55%
最高湿球温度	26℃	27℃	-

（注）コンピュータ室の推奨温湿度

項目	推奨値		省エネルギー観点からの改善設定値
	夏期	冬期	
温度	24℃	21℃	室内で働くオペレータが不快にならない範囲で21～28℃
湿度	55%	55%	室内で働くオペレータが不快にならない範囲で45～55%

別紙Ⅱ 付属施設条件

下記の施設について、機材搬入までに工事及び用意等が完了していること。

1. コンピュータ室

下記条件を満足するコンピュータ室であること。

- (1) 床は下記条件を満足すること。
 - (a) 床方式はフリーアクセス床方式とすること。(床下の高さは最低150 mm、床下空調の場合は300 mm)
 - (b) フリーアクセス床方式にして隣室等との境で段差が生じる場合、勾配1/5程度の傾斜面を設けること。(傾斜面には滑り止めを施すこと。)
 - (c) フリーアクセス床方式が不可の場合、各機器を直接設置する為、各機器間のケーブルを保護する為のカバーを用意すること。
 - (d) 床表面と大地との抵抗は $10^5 \sim 10^8 \Omega$ とすること。
 - (e) 床の耐荷重は 500 kg/m^2 前後であること。
 - (f) 床には防塵、耐油、耐火および防音対策が施されていること。
- (2) 天井高は機器設置床面から最低2.5 m以上であること。
- (3) コンピュータ室の明るさが大体500ルクス以上となる照明とすること。
- (4) 機器より発生する騒音(1,000～3,000 Hz)に対応した吸音設備を施すこと。
- (5) コンピュータ室の振動は機器設置床面において0.25 G(重力加速度)以下であること。
- (6) コンピュータ室のスペースは約60 m²以上であること。
- (7) コンピュータ室には保守用コンセント(100 V単相15 A)をシステムあたり5個以上分散して設備すること。

2. 搬入経路

下記の推定最大寸法および重量の機器を搬入する為に十分な通路およびエレベータがあること。

高さ1,500 mm × 奥行900 mm × 幅1,600 mm 重量1,000 kg

3. 消火器

コンピュータ室(保守員室を含む)には携帯用消火器を設置すること。

- (1) 種類: 「炭酸ガス消火器」または「ハロンガス消火器」
- (2) 設置基準: 床面積100 m²未満については、炭酸ガス消火器7型2本以上またはハロンガス消火器2 kg型3本以上。
床面積100 m²を越える場合は超過100 m²未満について炭酸ガス消火器、ハロンガス消火器共1本以上追加すること。

- (3) 設置場所：各機器から歩行距離20m以内で通行に支障がなく、かつ使用に際して容易に持出し可能な場所とすること。

4. その他関連各室の設備

(1) スペース

項番	部屋の種類	スペースの算定方法
1	プログラマ室	プログラマ人数 × 4 m ²
2	オペレータ室	オペレータ人数 × 4 m ²
3	保守員室	保守員数 × 5 m ²
4	媒体保管室	磁気テープ本数 × 1/60 m ²
5	消耗品保管室	印刷用紙等のストック量に応じて20～50 m ²
6	空調室	装置の方式、容量によって大幅に異なる
7	電源室	同上
8	事務室	事務員数 × 4 m ²

(2) 媒体保管室

- (a) 磁気テープは下記条件にて保管すること。

温度：5～32℃

湿度：20～80%

- (b) フロッピーディスクは下記条件にて保管すること。

温度：4～43℃

湿度：8～90%

- (c) 50エルステッド以上の磁界内でないこと。

(3) 保守員室

- (a) 床はコンピュータ室と同レベルであること。

- (b) 空調は一般事務室と同様とすること。

- (c) 100V単相15Aのコンセントを2個以上設置すること。

『中国投資促進観察システム』プロジェクト協力計画(案) (Tentative Schedule of Implementation)

年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	△ 実施協議要請状 (R/D署名) (中国→日本) △ △ △ 教育システム設置 (機入, 据付, 調整)				
2	△ △ △ 教育システム設置 (機入, 据付, 調整)				
3	8ヶ月 研修員 受入れ (5-6名) 8ヶ月 研修員 受入れ (5-6名) 8ヶ月 研修員 受入れ (5-6名) OJT (特許情報検索システム開発)				
4	長 期 専 門 家 (3名程度) ハード/ソフト 設置専門家 (4名程度) 2-3ヶ月 2-3ヶ月 2-3ヶ月				
5	専 門 家 派 遣 コンピュータ専門家 特許情報専門家				

中国における審査業務とその分析、評価

1. 審 査

中国専利局では、1985年4月1日に専利法を施行し、特許、実用新案および意匠の出願の受付を開始した。これに伴い、1985年7月から審査業務が開始された。また、審査に携わる予定の審査官の人数は、調査の時点(1985年11月)では約200人であったが、1985年中には300人、最終的には400人となる予定である。調査の結果、審査業務は大別して、出願内容理解、サーチ、対比判断、起案の4つの業務機能から構成されている。これは、日本特許庁における審査業務とほぼ同様になると考えられる。

また、審査業務が対象とするトランザクションは、専利局に申請される特許、実用新案および意匠の出願である。専利局に申請される出願件数は、数年間は年に約35,000件(特許:20,000件、実用新案:10,000件、意匠:5,000件)と予想されている。

2. 公衆サービス

中国における特許・技術文献の公衆への閲覧サービスは1981年に開始され、北京では専利局の文献サービスセンターが行い、他の各省では各地の文献サービス部門が行っている。主な閲覧所としては、北京、重慶、上海がある。調査の結果、公衆サービスは大別して、サーチ、閲覧の2つの業務機能から構成されている。

また、公衆サービス業務が対象とするトランザクションは、文献を閲覧にくる閲覧者により発生する。例えば、北京の閲覧所における閲覧者の推移は次のようになっている。

年	'81	'82	'83	'84
利用者数 (百人/年)	78	200	200	324

3. 資 料 管 理

現在、中国において審査業務および公衆サービス業務の対象となる資料(特許・技術文献)は、文献サービスセンターが管理している。しかし、資料は一部を除いて整理がゆきとどいておらず、この為、審査および公衆サービス業務において必要とする文献を即座に入手する事が困難な状況にある。

この資料管理業務は大別して資料収集、翻訳、分類・整理、蓄積の4つの業務機能から構成

される。

また、資料管理業務が対象とするトランザクションは、審査および公衆サービスに必要な特許・技術文献により発生する。

特許情報は、現在世界で約3000万件という膨大な量に達し、中国で保有している文献だけでも約950万件に達している。更に特許情報は、世界で毎年約100万件に及ぶ増加を示している。

4. 統 計

中国では1985年4月1日に同国専利法を施行し、特許申請の受付を開始して、特許情報の利用を促進している。これに伴い、専利局では特許文献の利用状況、保有状況等を把握する為に、次のような統計を採取している。

- (1) 閲覧所の利用者人数
- (2) 文献の複写件数
- (3) 特許文献の閲覧およびサーチ方法の講習会の回数
- (4) 特許明細書の件数
- (5) 工場の製本冊数
- (6) 雑誌の種類と冊数

更に、審査、公衆サービス、資料管理業務をシステム化しようとする場合、新たにシステムの利用状況および文献の整備状況を明確に把握できるようにする必要がある。

調査の結果、特許情報検索システムを構築し、運用し、特許情報の利用普及を図る上では、統計業務は従来の統計業務機能と合わせて、大別して従来の統計、付与統計、蓄積統計、運用統計の4つの業務機能から構成されると考えられる。

また、統計業務が対象とするトランザクションは、審査、公衆サービスおよび資料管理の各業務から発生する諸情報である。

以上、審査業務、公衆サービス業務、資料管理業務及び統計業務における現行業務の特性、問題点およびシステム化への要望をまとめると次表3-1のようになる。

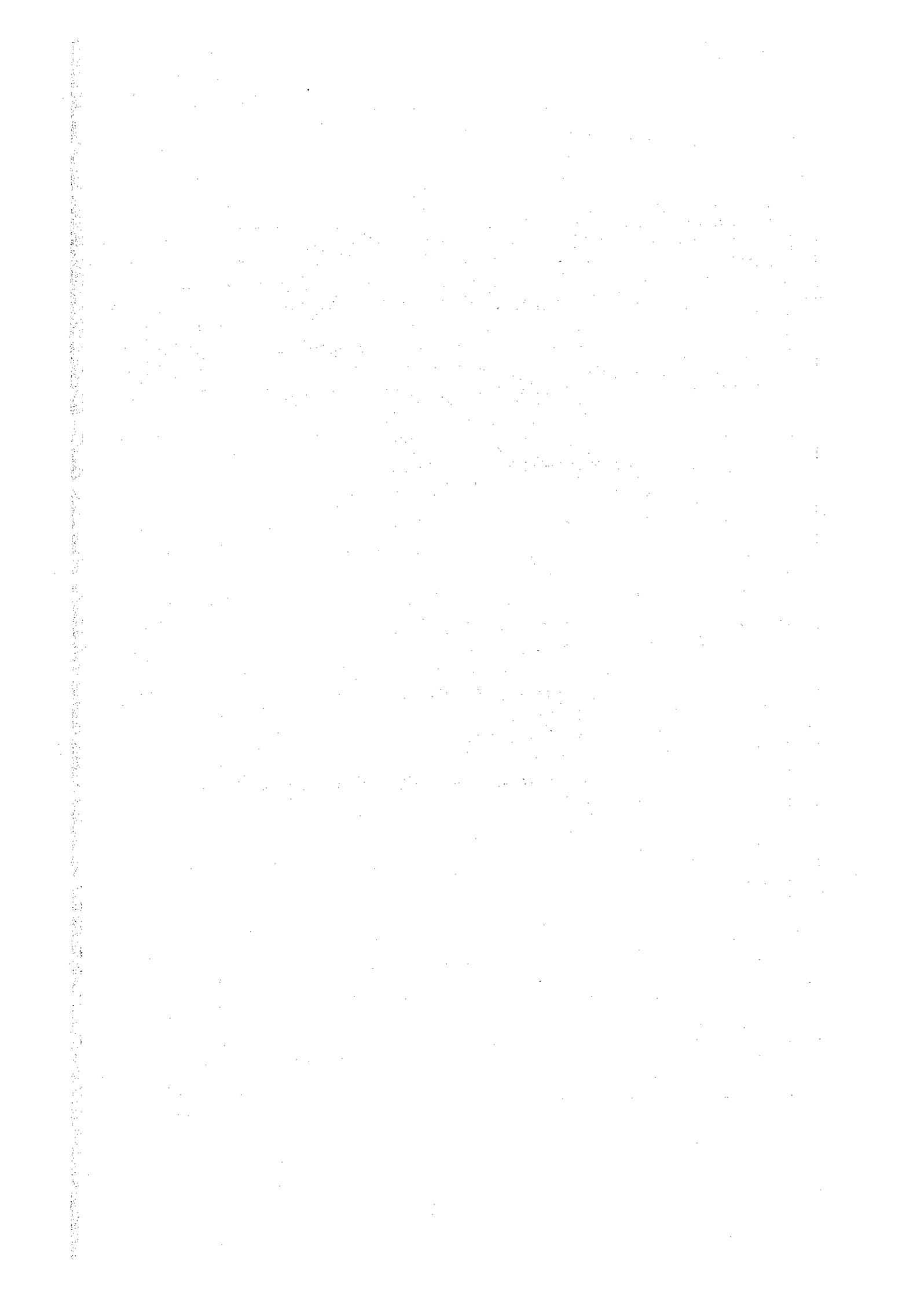
表 3.1 現行業務の分析と評価

項番	対象業務の名称	現行業務の特性	現行業務の問題点	特許情報検索システムへの要請
1	審査	<p>(1) 審査すべき出願(特許、実用新案、意匠)に関して</p> <p>(a) 本願を熟読して内容を理解し、</p> <p>(b) 過去の特許・技術文献をサーチして必要とする文献を抽出し、</p> <p>(c) 本願と比較して本願を特許とするか否かを判断し、</p> <p>(d) 判断結果とその理由を起案書にまとめる。</p>	<p>(1) マニュアル処理の場合、サーチに時間がかかりすぎる。</p> <p>(2) 文献量の増大に伴って、サーチ効率が低下する。</p> <p>(3) 技術の高度化、複雑化に伴ってサーチ効率が低下する。</p> <p>(4) 文献が利用しやすいように十分に整理されていない。</p> <p>(5) 文献をサーチしやすいように索引等が十分に整備されていない。</p> <p>(6) 一部の文献を除き、文献館の資料室へ行かないと必要とする文献を入手できない。</p>	<p>(1) 特許文献のサーチを即時可能とする。</p> <p>(2) 各種の観点からのサーチを可能とする。観点としては次のようなものがある。</p> <p>(a) フリーワード(文献の内容を表現した簡潔な言葉)</p> <p>(b) 文献番号</p> <p>(c) 優先権番号</p> <p>(d) 優先権主張国</p> <p>(e) 優先権主張日</p> <p>(f) 出願番号</p> <p>(g) IPC</p> <p>(h) 発明者</p> <p>(i) 出願人</p> <p>(j) その他</p> <p>(3) 審査官室にしながら特許情報の入手を即時可能とする。入手する特許情報としては、下記のものがある。</p> <p>(a) 上記(2)の(a)~(j)</p> <p>(b) 出願日</p> <p>(c) 公開日</p> <p>(d) 発明の名称</p> <p>(e) 抄録</p> <p>(f) 参考文献</p> <p>(g) 相関(出願変更、分割等)</p> <p>(h) 法律状態</p> <p>(i) 図面</p> <p>(j) その他</p> <p>(4) 文献量の増大に対してもサーチ効率が低下しない。</p> <p>(5) 技術が高度化、複雑化してもサーチ効率が低下しない。</p>
2	公衆サービス	<p>(1) 公衆への特許・技術文献の閲覧サービスは、北京においては専利局の文献サービスセンターが管理し、地方の各省においては各地の文献サービス部門が管理している。</p> <p>(2) 北京においては、閲覧者は必要とする文献を入手する為に、先ず分類表や年間索引で文献を絞り込み、次に絞り込んだ文献を書架から探し出して閲覧する。</p> <p>必要な閲覧者には文献の複写サービスも行っている。</p>	<p>(1) マニュアル処理の為、サーチに時間がかかりすぎる。</p> <p>(2) 文献量の増大に伴って、サーチ効率が低下する。</p> <p>(3) 技術の高度化、複雑化に伴ってサーチ効率が低下する。</p> <p>(4) 文献が利用しやすいように十分に整理されていない。</p> <p>(5) 文献をサーチしやすいように索引等が十分に整備されていない。</p> <p>(6) 地方で文献を必要とする人は、北京の閲覧所まで来なければならない。</p>	<p>(1) 特許文献のサーチを即時可能とする。</p> <p>(2) 項番1の(2)と同じ。</p> <p>(3) 地方においても特許情報の入手を即時可能とする。入手する特許情報としては下記のものがある。</p> <p>(a) 項番1(3)の(a)~(j)と同じ。</p> <p>(4) 文献量の増大に対してもサーチ効率が低下しない。</p> <p>(5) 技術が高度化、複雑化してもサーチ効率が低下しない。</p>

(次ページへつづく)

(前ページのつづき)

項番	対象業務の名称	現行業務の特性	現行業務の問題点	特許情報検索システムの要請																																																
3	資料管理	(1) 専利局では、文献サービスセンターの収集課において審査および公衆サービス業務に必要な中国内外の特許・技術文献を収集している。 (2) 収集した外国文献は利用しやすいように文献サービス室において翻訳を行っている。 (3) 収集または翻訳した文献は、審査用、公衆サービス用共に文献サービスセンターの文献館がそれぞれ分類・整理している。 (4) 分類・整理した文献は、それぞれ審査部、閲覧所でファイリングし、保管している。	(1) 特許文献は全てペーパーで管理されている為、閲覧によって傷ついたり、汚れたりしている。 (2) 保管スペースがかかりすぎる。 (3) 外国とのデータ交換が不便である。 (4) 文献量の増大に伴って、資料の管理負担が大きくなる。 (5) 審査、公衆サービス業務に対して即座に必要とする文献を提供できない。 (6) 技術の高度化、複雑化に伴って、文献の分類負担が大きくなる。	(1) 特許情報(当面は書誌的事項、抄録)を電子ファイル化する。具体的には下記のデータを蓄積することである。 <table border="1" data-bbox="1952 489 2528 808"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項番</th> <th rowspan="2">国名</th> <th rowspan="2">文 献</th> <th colspan="2">件 数 (万件)</th> <th rowspan="2">入力時期</th> </tr> <tr> <th>バック データ分</th> <th>アップ データ分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2">中 国</td> <td>公開特許</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>当面3年間</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公開実用新案</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td rowspan="2">日 本</td> <td>公開特許</td> <td>184</td> <td>75</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>実用新案</td> <td>75.8</td> <td>20</td> <td>未 定</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>米 国</td> <td>特 許</td> <td>130</td> <td>18</td> <td>当面3年間</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>EPO</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>PCT</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> (2) 電子ファイル化した特許情報を審査、公衆サービス業務に提供する。	項番	国名	文 献	件 数 (万件)		入力時期	バック データ分	アップ データ分	1	中 国	公開特許	—	6	当面3年間	2	公開実用新案	—	3	—	3	日 本	公開特許	184	75	—	4	実用新案	75.8	20	未 定	5	米 国	特 許	130	18	当面3年間	6	EPO	—	12	6	—	7	PCT	—	2	24	—
項番	国名	文 献	件 数 (万件)					入力時期																																												
			バック データ分	アップ データ分																																																
1	中 国	公開特許	—	6	当面3年間																																															
2		公開実用新案	—	3	—																																															
3	日 本	公開特許	184	75	—																																															
4		実用新案	75.8	20	未 定																																															
5	米 国	特 許	130	18	当面3年間																																															
6	EPO	—	12	6	—																																															
7	PCT	—	2	24	—																																															
4	統 計	(1) 閲覧所の利用実績を把握している。 (a) 利用者人数 (b) 閲覧文献の複写件数 (2) 文献の保有件数を把握している。 (a) 特許文献の件数 (b) 雑誌の種類と冊数 (c) 工場での製本の冊数 (3) 特許文献の閲覧およびサーチ方法の講習会の回数を把握している。	(1) 手作業で行う為 (a) 正確性に乏しい (b) 時間がかかりすぎる (2) 所望の観点からデータをとることができない。	(1) 審査、公衆サービスおよび資料管理業務のシステム化に伴って、発生する大量データの処理と迅速で正確な統計リストの作成を可能とする。 (2) 現在、採取している情報の迅速で正確な処理と統計リストの作成を可能とする。																																																



中華人民共和国特許法

特許庁 糸山文夫(訳)

目 次

第1章 総 則	(第1条-第21条)
第2章 特許権付与の要件	(第22条-第25条)
第3章 特許出願	(第26条-第33条)
第4章 特許出願の審査及び認可	(第34条-第44条)
第5章 特許権の存続期間、消滅及び無効	(第45条-第50条)
第6章 特許の強制実施許諾	(第51条-第58条)
第7章 特許権の保護	(第59条-第66条)
第8章 附 則	(第67条-第69条)

第1章 総 則

第1条

発明創造の特許権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を図りやすくし、科学技術の発展を促進し、社会主義現代化建設の需要に適應するために、特に、この法律を制定する。

第2条

この法律で発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。

第3条

中華人民共和国特許局は、特許出願を受理及び審査し、この法律の規定を満した発明創造について特許権を付与する。

第4条

特許出願をした発明創造が国家の安全及び重大な利益に係り、秘密保持をする必要があるときには、国家の関係規定により処理する。

第5条

国家の法律、社会の公徳に違反又は公共の利益を害する発明創造については、特許権を付与しない。

第6条

その単位の任務を遂行し、又はその単位の物質的条件を主に利用して完成した職務発明創造、特許出願の権利は、その単体に帰属する。非職務発明創造、特許出願の権利は、発明者又は創作者に帰属する。出願が認可された後、全民所有制単位が出願をしたものは、特許権はその単位の公有に帰する。集団所有制単位又は個人が出願をしたものは、特許権はその単位又は個人の所有に帰する。

中国国内の外資企業及び中外合資企業の従業者が完成した職務発明創造、特許出願の権利は、その企業に帰属する。非職務発明創造、特許出願の権利は、発明者又は創作者に帰属する。出願が認可された後、特許権は、出願した単位又は個人の所有に帰する。

特許権の所有者及び公有者は、特許権者という。

第7条

発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願については、いかなる単位又は個人も妨害することができない。

第8条

2以上の単位の協力又は1の単位がその他の単位から委託を受けた研究、創作の任務により完成した発明創造、特許出願の権利は、別段の協議があるものを除き、完成し又は共同して完成した単体に帰属する。出願が認可された後、特許権は、出願した単位の所有又は公有に帰する。

第9条

2以上の出願人がそれぞれ同一の発明創造の特許出願をしたときには、特許権は、最先の出願人に付与する。

第10条

特許出願権又は特許権は、譲渡をすることができる。

全民所有制単位が特許出願権又は特許権を譲渡するときには、上級主管機関の認可を受けなければならない。

中国の単位又は個人は、外国人に特許出願権又は特許権を譲渡するときには、國務院関係主管部門の認可を受けなければならない。

特許出願権又は特許権を譲渡するときには、当事者は、書面での契約を締結し、特許局が登録及び公告をしなければ効力を生じない。

第11条

発明及び実用新案の特許権が付与された後、第14条に規定したものを除き、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施することができない。即ち、生産経営を目的として、その特許製品の製造、使用若しくは販売、又はその特許方法の使用をすることができない。

意匠の特許権が付与された後、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施することができない。即ち、生産経営を目的として、その意匠の特許製品の製造又は販売をすることができない。

第12条

いかなる単位又は個人も他人の特許を実施するときには、第14条に規定したものを除き、書面での契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。

被許諾者は、契約条項で認められたものを除き、いかなる単位又は個人にもその特許を実施させる権利を有しない。

第13条

発明の特許出願が公開された後、出願人は、その発明を実施する単位又は個人に適当な対価の支払いを請求することができる。

第14条

国务院関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、国家計画に基づき、その管内又は管轄の全民所有制単位の公有する重要な発明創造の特許を指定の単位が実施することを認可する決定権を有し、実施単位は国家の規定により特許権の公有単位に使用料を支払う。

中国の集団所有制単位及び個人の特許が、国家の利益又は公共の利益にとって重大な意義を有し、応用を図る必要があるときには、国务院関係主管部門は、国务院に報告し認可された後、前段の規定を準用して処理する。

第15条

特許権者は、その特許製品又はその製品の包装上に、特許記号及び特許番号を表示する権利を有する。

第16条

特許権の所有単位又は公有単位は、職務発明創造の発明者又は創作者に対して、報奨を与えなければならない。発明創造の特許が実施された後、その応用を図る範囲及び取得した経済収益に基づき、発明者又は創作者に対して報奨を与える。

第17条

発明者又は創作者は、特許書類中に、自己が発明者又は創作者であることを明記する権利を有する。

第18条

中国国内に通常の居所若しくは営業所を有していない外国人、外国企業又は外国のその他の組織は、中国で特許出願をするときには、その所属する国が中国と締結した協定若しくは共に加盟している国際条約に従い、又は互惠の原則に従って、この法律に基づき処理をする。

第19条

中国国内に通常の居所若しくは営業所を有していない外国人、外国企業又は外国のその他の組織は、中国で特許出願及びその他の特許事務手続をするときには、中華人民共和国国務院指定の特許代理機構に手続を委任しなければならない。

中国の単位又は個人は、国内で特許出願及びその他の特許事務手続をするときには、特許代理機構に手続を委任することができる。

第20条

中国の単位又は個人は、国内で完成した発明創造を外国へ特許出願するときには、先に特許局へ特許出願をし、国務院関係主管部門の同意を得た後、国務院指定の特許代理機構に手続を委任しなければならない。

第21条

特許出願が公開又は公告される前、特許局職員及び関係者は、その内容について秘密保持の責任を負う。

第2章 特許権付与の要件

第22条

特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を有していなければならない。

新規性とは、出願日以前に同一の発明又は実用新案が国内外の出版物の公けに発表され、国内で公けに使用され又はその他の方式で公然知られたことがなく、同一の発明又は実用新案が他人により特許局へ出願され、かつ出願日以後に公開及び公告された特許出願書類に記載されていないものをいう。

創造性とは、出願日以前の既存の技術と比較して、その発明が突出した実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新案が実質的特徴及び進歩を有していることをいう。

実用性とは、その発明又は実用新案が十分に製造又は使用され得ることができ、かつ積極的な効果を十分に得られることをいう。

第23条

特許権を付与する意匠は、出願日以前に国内外の出版物に公けに発表され若しくは国内で公けに使用された意匠と同一又は類似でないものでなければならない。

第24条

特許出願の発明創造は、出願日以前の6月以内に、次に掲げる事由に該当したときには、新規性を喪失しない。

1. 中国政府が開設し又は承認した国際展覧会で、最初に出品したとき
2. 規定の学術会議又は技術会議で、最初に発表したとき
3. 他人が出願人の同意を得ずに、その内容を漏らしたとき

第25条

次に掲げる各項のものについては、特許権を付与しない。

1. 科学的発見
2. 知的活動の法則及び方法
3. 病気の診断及び治療方法
4. 食品、飲料及び調味料
5. 医薬及び化学方法により得られる物質
6. 動物及び植物品種
7. 原子核変換の方法により得られる物質

上に掲げた第4項乃至第6項の製品の製造方法については、この法律の規定に従って、特許権を付与することができる。

第3章 特許出願

第26条

発明又は実用新案の特許出願をするときには、願書、明細書、その要約書及び権利請求書等の書類を提出しなければならない。

願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は創作者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所、及びその他の事項を明記しなければならない。

明細書は、発明又は実用新案について明瞭で、完全な説明をし、その技術分野に属する技術者が確実にその実施をすることができるようにしたものでなければならない。必要なときには、図面を添付しなければならない。

要約書は、発明又は実用新案の技術的要点を簡潔に説明したものでなければならない。

権利請求書は、明細書に基づき、特許保護請求の範囲を説明したものでなければならない。

第27条

意匠の特許出願をするときには、願書及びその意匠の図面又は写真等の書類を提出し、かつ、その意匠を使用する製品及びその属する区分を明記しなければならない。

第28条

特許局が特許出願書類を受付けた日を出願日とする。出願書類が郵送のときは、郵便物の通信日付印の日を出願日とする。

第29条

外国の出願人は、同一の発明若しくは実用新案を外国で最初に特許出願した日から12月以内、又は同一の意匠を外国で最初に特許出願した日から6月以内に、中国で特許出願するときには、その所属する国が中国と締結した協定若しくは共に加盟している国際条約に従い、又は相互に承認した優先権の原則に従って、優先権を享有することができる。即ち、外国で最初に出願した日を出願日とする。

出願人が優先権を主張し、第24条に掲げる事由に該当したときには、優先権の期間は、その事由が生じた日から起算する。

第30条

出願人は、優先権を主張するときには、出願時に証明書を提出し、外国で出願した出願日及びその出願を受理した国家を明記し、かつ3月以内に、その国の受理機関が証明したその出願書類副本を提出しなければならない。証明書が提出されなく又は期間が経過して書類が提出されないときには、優先権を主張しないものとみなす。

第31条

1の発明又は実用新案の特許出願は、1の発明又は実用新案に限られなければならない。

1の発明構想に属する2以上の発明又は実用新案は、1の願書で出願をすることができる。

1の意匠の特許出願は、1種の製品に使用する1の意匠に限られなければならない。同一区分でかつ一組として販売又は使用される製品の2以上の意匠は、1の願書で出願をすることができる。

第32条

出願人は、特許権を付与される前においては、その特許出願を取下げることができる。

第33条

出願人は、その特許出願書類について補正をすることができる。ただし原明細書に記載した範囲を超えることはできない。

第4章 特許出願の審査及び認可

第34条

特許局は、発明の特許出願を受付けた後、予備審査でこの法律の要件を満たしたと認めるときには、出願日から18月を経過して、公開する。特許局は、出願人の請求に基づき、その出願を早期に公開することができる。

第35条

発明の特許出願の日より3年以内においては、特許局は、出願人の請求に基づき、その出願について実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由なく期間を経過して実体審査を請求しないときには、その出願は取下げたものとみなす。

特許局は、必要と認めるとき、自から発明の特許について実体審査を行うことができる。

第36条

発明の特許出願人は、実体審査を請求するとき、請求日前に、その発明に関する参考資料を提出しなければならない。

発明の特許が既に外国で出願されている場合、出願人は、実体審査を請求するときには、その国がその出願の審査で検索した資料又は審査結果の資料を提出しなければならない。正当な理由なく提出されないときには、その出願は取下げたものとみなす。

第37条

特許局は、発明の特許出願について実体審査を行った後、この法律の規定を満たさないと認めるときには、出願人に通知し、その指定期間内に、意見を陳述させ、又はその出願について補正をさせなければならない。正当な理由なく期間が経過して答弁をしないときには、その出願は取下げたものとみなす。

第38条

発明の特許出願は、出願人が意見を陳述し又は補正をした後、特許局が依然としてこの法律の規定を満たさないと認めるときには、拒絶をされなければならない。

第39条

発明の特許出願が実体審査で拒絶の理由を発見されないときには、特許局は、公告の決定をし、かつ出願人に通知をしなければならない。

第40条

特許局は、実用新案及び意匠の特許出願を受付けた後、予備審査でこの法律の要件を満たすと認めるときには、実体審査を行わず、公告し、かつ出願人に通知をする。

第41条

特許出願は、公告の日から3月以内に、何人もこの法律の規定に従い、その出願について異議の申立をすることができる。特許局は、異議申立書副本を出願人に送達し、出願人は、異議申立書副本を受取った日から3月以内に、答弁書を提出しなければならない。正当な理由なく期間を経過して、答弁書を提出しないときには、その出願は、取下げたものとみなす。

第42条

特許局は、審査をして異議申立の成立を認めるときには、出願拒絶の決定をし、異議申立人及び出願人に通知をしなければならない。

第43条

特許局は、特許再審委員会を設置する。出願人は、特許局の出願拒絶の決定について不服があるときには、通知を受取った日から3月以内に、特許再審委員会に再審を請求することができる。特許再審委員会は、再審を行った後、決定をし、かつ出願人に通知する。

発明の特許の出願人は、特許再審委員会がした再審請求却下の決定について、不服があるときには、通知を受取った日から3月以内に、人民法院へ起訴をすることができる。

特許再審委員会が出願人の実用新案及び意匠に関する再審請求についてした決定は、最終決定とする。

第44条

特許出願について、異議の申立がなく又は審査で異議申立が成立しないときには、特許局は、特許権を付与する決定をし、特許証を交付し、かつ関係事項の登録及び公告をしなければならない。

第5章 特許権の存続期間、消滅及び無効

第45条

発明の特許権の存続期間は、15年とし、出願日より起算する。

実用新案及び意匠の特許権の存続期間は、5年とし、出願日より起算し、期間の満了前、特許権者は、3年の期間延長を申請することができる。

特許権者が優先権を享有するときには、特許権の存続期間は、中国で出願した日より起算する。

第46条

特許権者は、特許権を付与された第1年から特許料を納付しなければならない。

第47条

次に掲げる事由に該当したときには、特許権は、存続期間の満了前に消滅する。

1. 規定による特許料を納付しないとき
2. 特許権者が書面でその特許権の放棄を表明したとき

特許権の消滅は、特許局が登録及び公告をする。

第48条

特許権が付与された後、いかなる単位又は個人もその特許権の付与がこの法律の規定を満していないと認めるときには、特許再審委員会がその特許権の無効を宣言することを請求できる。

第49条

特許再審委員会は、特許権無効の宣言の請求について審査を行い、決定をし、かつ請求人及び特許権者に通知をする。特許権無効を宣言する決定は、特許局が登録及び公告をする。

特許再審委員会がした発明の特許権無効の宣言又は発明の特許権維持の決定について不服があるときには、通知を受取った日より3月以内に、人民法院へ起訴をすることができる。

特許再審委員会が実用新案及び意匠の特許権無効の宣言の請求についてした決定は、最終決定とする。

第50条

無効を宣言した特許権は、初めから存在しなかったものとみなす。

第6章 特許の強制実施許諾

第51条

特許権者は、自から中国でその特許製品を製造、その方法特許を使用するか又は他人に許可して中国でその特許製品を製造、その方法特許を使用させる義務を負う。

第52条

発明及び実用新案の特許権者は、特許権が付与された日から3年を経過しても、正当な理由なく第51条に規定する義務を履行しないときには、特許局は、実施条件を備えた単位の申請に基づき、その特許権を実施する強制許諾を与えることができる。

第53条

特許権を取得した1の発明又は実用新案が先に特許権を取得した発明又は実用新案と比較して、技術上の進歩があり、その実施が先の1の発明又は実用新案を利用して実施されるときには、特許局は、後の1の特許権者の申請に基づき、先の1の発明又は実用新案を実施する強制許諾を与えることができる。

前段の規定に従い、強制実施許諾を与えた事由によって、特許局は、先の1の特許権者申請に基づき、後の1の発明又は実用新案を実施する強制許諾を与えることもできる。

第54条

この法律の規定に従い、強制実施許諾を申請した単位又は個人は、合理的条件で特許権者と実施許諾契約を締結できない旨の証明を提示しなければならない。

第55条

特許局がした強制実施許諾を与える決定は、登録及び公告をしなければならない。

第56条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、専用実施権を享有せず、かつ他人に実施を認める権利を有しない。

第57条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、特許権者に合理的な使用料を支払わねばならず、その額は、双方が取りきめる。双方の協議が成立しないときには、特許局が裁定をする。

第58条

特許権者は、特許局がした強制実施許諾の決定又は強制実施許諾の使用料に関する裁定について不服があるときには、通知を受取った日より3月以内に、人民法院へ起訴をすることができる。

第7章 特許権の保護

第59条

発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その権利請求の範囲の内容に基づいて定め、明細書及び図面は、権利請求の解釈に用いることができる。

意匠の特許権の保護範囲は、図面又は写真に表示したその意匠の特許製品に基づいて定める。

第60条

特許権者の許諾を得ず、その特許権を実施する侵害行為について、特許権者又は利害関係人は、特許管理機関が処理することを要請でき、人民法院へ直接に起訴をすることもできる。特許管理機関は、処理するとき、侵害者に侵害行為の差止、損失の賠償を命令する権限を有する。当事者に不服があるときには、通知を受取った日から3月以内に、人民法院へ起訴をすることができる。期間が満了しても不起訴又は不履行のときには、特許管理機関は、人民法院へ強制執行を要請することができる。

権利侵害の紛争が生じた場合、発明の特許が1製品の製造方法であるとき、同一の製品を製造している単位又は個人は、その製造方法の証明を提示しなければならない。

第61条

特許権侵害の訴訟の時効は、2年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った又は知り得た日から起算する。

第62条

次に掲げる事由に該当するときには、特許権の侵犯とみなさない。

1. 特許権者の製造又は特許権者の許可を受けて製造した特許製品が販売された後、その製品を使用又は販売するとき
2. 特許権者の許可を受けずに製造し販売されたものであることを知らずに、特許製品を使用又は販売するとき
3. 特許出願日前に、既に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又は製造、使用のた

めの必要な準備をし、かつ従前の範囲内で引き続き製造、使用をするとき

4. 単に中国の領土、領海、領空を通過するに過ぎない外国の移動機関は、その属する国が中国と締結した協定若しくは共に加盟している国際条約に従い、又は互惠の原則に従って移動機関自身の必要のために、その装置及び設備に関する特許を使用するものであるとき

5. もっぱら科学研究及び実験のために関係する特許を使用するとき

第63条

他人の特許を侵害したときには、第60条の規定に従って処理をする。深刻な情況のときには、直接の責任者に対し、刑法第127条の規定を準用して刑事責任を追及する。

第64条

第20条の規定に違反し、許可を受けず外国へ特許出願し、国家の重要な機密を漏らしたときには、所属単位又は上級主管機関は、行政処分を行う。深刻な情況のときには、法により刑事責任を追及する。

第65条

発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願権若しくはこの法律の規定のその他の權益を犯したときには、所属単位又は上級主管機関は、行政処分を行う。

第66条

特許局職員及び関係の国家職員が私利で不正をはたらいたときには、特許局又は関係主管機関は、行政処分を行う。深刻な情況のときには、刑法第188条の規定を準用して刑事責任を追及する。

第8章 附 則

第67条

特許局へ特許出願及びその他の手続をするときには、規定に従って手数料を納付しなければならない。

第68条

この法律の実施細則は、特許局が制定し、國務院が承認した後に施行する。

第69条

この法律は、1985年4月1日から施行する。

JICA

LIB